

令和8年度

# 事業計画書及び収支予算書

公益財団法人東京都教育支援機構

# 事業計画書

## I 目的及び事業の概要

公益財団法人東京都教育支援機構は、都内公立学校を多角的に支援することにより教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的とする。また、都内における埋蔵文化財の保護を図り、もって東京の文化の振興に寄与することを目的とする。これらの目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 学校教育の支援に関する事業
- (2) 教職員に対する支援事業
- (3) 学校における事務及び施設の管理に関する事業
- (4) 埋蔵文化財の調査研究、保存、公開活用及び知識の普及に関する事業
- (5) 東京都の埋蔵文化財に関する施設等の管理運営に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## II 経営理念

事業規模の拡大や埋蔵文化財事業の移管を踏まえ、定款の目的を実現するための TEPRO の組織運営のあるべき姿を明確化し、令和6年4月に公表

TEPRO は、笑顔あふれる心豊かな社会を目指し、次代を担う子供たちの学びの充実と埋蔵文化財の保護・継承に取り組みます

そのために、様々なパートナーとの信頼の構築を事業活動の原点に据え、高度な専門性と共創力の更なる向上を図り、多様な期待に応えるサービスを提供します

## III 令和8年度運営方針

(これまでの取組)

当機構は、学校をきめ細かくサポートし、学校における働き方改革を推進する全国初の団体として、令和元年7月に「一般財団法人東京学校支援機構」の名称で東京都教育委員会により設立された。その後、令和4年4月に公益財団法人に移行するとともに、事業内容の拡大に伴い、令和5年7月に当機構の名称を「公益財団法人東京都教育支援機構」へ改称し、令和7年7月に設立から6年を迎えた。

事業運営面では、設立以来、都内公立学校を多角的に支援することにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図り、もって東京の教育の振興に寄与することを目的に、東京の教育を振興するための学校支援事業（以下「学校支援事業」という。）を実施し、都内公立学校のニーズを的確に把握しながら、様々な事業を通じて学校現場を支援してきた。

具体的には、「学校教育の支援に関する事業」については、多様な外部人材を確保して学校に紹介する TEPRO Supporter Bank（ティープロ サポーター バンク）事業に取り組んできた。「教職員に対する支援事業」については、TEPRO 学校法律相談デスク事業による学校での対応が困難な課題に対する支援や、東京都国際交流コンシェルジュ事業などを通じた教職員の業務負担の軽減に取り組んできた。「学校における事務及び施設の管理に関する事業」については、都立学校施設維持管理事業や学校事務の集約化事業などにより、学校業務の効率的な運営を支援してきた。

また、これらに加え、令和5年4月からは、都内における埋蔵文化財の保護を図り、もって東京の文化の振興に寄与することを目的に、埋蔵文化財の保護、活用及び広報普及に関する事業（以下「埋蔵文化財事業」という。）を公益財団法人東京都スポーツ文化事業団から移管を受け、実施してきた。

組織運営面では、事業数の増加に伴う予算・組織人員の規模の拡大に併せて、ガバナンスの確保や、定款の目的達成に向けた事業運営の観点から組織基盤の整備に注力してきた。

具体的には、会計監査人による監査の実施や、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の開催、職員研修の充実などにより、適正かつ透明性の高い組織体制を目指し、ガバナンスの確保に取り組んできた。

また、組織の一体感を醸成する観点から経営理念に基づく組織運営を図るとともに、正規職員登用制度、昇任制度などの運用、働きやすさや働きがいに関する職員向けのアンケート、職員提案制度の定期実施による職員意見の反映など、定款の目的達成に向けた事業運営が図られるよう、高い意欲や能力のある職員が一層活躍できるとともに、モチベーションの高い組織づくりに取り組んできた。

#### （令和8年度運営方針の概要）

これらの事業及び組織の運営状況や都内公立学校を取り巻く状況を踏まえ、経営理念に示した姿を実現するための今後3年間の取組をまとめた「公益財団法人東京都教育支援機構中期経営計画」（以下「中期経営計画」という。）を今般策定した。

令和8年度については、中期経営計画で示す6つの方向性に沿い、目指すべき姿の実現に向けてこれまでの取組を発展させ、更に新たな取組を行うなど、事業の質の向上を図るとともに、サービスの質を高めるための安定的な組織体制の整備に努めることで高い成果の実現を目指していく。

以下、学校支援事業、埋蔵文化財事業、組織に区分して運営方針を定める。

#### （学校支援事業運営方針）

令和6年3月、東京都教育委員会において、教員が心身ともに健康でやりがいを持って職務に従事できる環境の整備を目的とした「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」（以下「実行プログラム」という。）が策定された。実行プログラムでは、取

組の方向性として、「学校・教員が担うべき業務の精査」、「役割分担の見直しと外部人材の活用」、「負担軽減・業務の効率化」、「働く環境の改善」、「意識改革・風土改革」という5つの柱を設定し、学校における働き方改革を更に加速させるための取組を行うこととしている。

また、令和7年3月には東京都の教育施策の根本方針である「東京都教育施策大綱」（以下「大綱」という。）が策定され、特に重要で優先的に取り組む事項として「子供たちの学びを支える教職員・学校の力の強化」のほか、「世界を舞台に活躍できる人材の育成」、「一人一人の子供の状況に応じたきめ細かな教育の充実」、「インクルーシブな教育の推進」などが挙げられている。

当機構においても、これらの推進に向けて、より一層学校現場へ貢献するためには、実行プログラムや大綱に基づく取組を東京都教育委員会と連携して着実に実施することに加え、当機構の事業や果たすべき役割について広く認知されるとともに、事業の質を高めることで、学校や教職員から一層頼られ、都民から信頼される存在となることが不可欠である。

そのため、令和8年度の学校支援事業の事業運営に当たっては、これらの状況を踏まえ、都内公立学校をはじめとした様々なパートナーとの信頼の構築を事業活動の原点に据え、高度な専門性と共創力の更なる向上を図り、多様な期待に応えるサービスを提供することにより、更なる利用拡大につながる取組を推進していく。また、外部人材の活用に関する機能強化や、これまで培ったノウハウを活用した区市町村立学校への更なる貢献、学校の負担軽減や困難を抱えた児童・生徒への支援につながる新たな取組の実施などを通じて、学校現場の様々な問題の解決に向けた質の高いサービスを提供し、学校教育の振興により一層貢献していく。

事業別に見ていくと、TEPRO Supporter Bank 事業では、活動者数の実績向上に向け、広報活動を強化するとともに、研修の充実、ボランティア活動を行うサポーターへの支援、AI の活用等によるシステムの利便性向上といった取組を推進することでマッチングの質を向上させ、学校のニーズに沿った人材を提供していく。

TEPRO 学校法律相談デスク事業では、区市町村立学校の対象地区を更に拡大し、学校が気軽に相談できるという本事業のノウハウを生かしながら学校現場への更なる貢献を図っていく。

また、不登校等の学校や家庭で様々な困難を抱える児童・生徒の支援を行う専門人材を安定的に確保・提供するための労働者派遣事業を新規に実施し、都内公立学校への支援を充実させる。

東京都教育委員会からの受託事業では、「都立学校開放支援事業」「東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業」を新規に受託し、都立学校の事務職員等がこれまで担っていた業務を集約し、効率的な処理を行うことで、東京都教育委員会と連携した都内公立学校の働き方改革を推進していく。

この他、当機構における学校支援事業を更に充実させるため、新規事業や事業拡大に向けた検討・準備を進めていく。

#### (埋蔵文化財事業運営方針)

埋蔵文化財事業については、令和5年度に当機構において事業を開始して以来、埋蔵文化財の発掘調査や、東京都立埋蔵文化財調査センターの指定管理業務等を通じて、埋蔵文化財の保護と普及啓発に取り組んできた。

令和8年度の事業運営に当たっては、引き続き都民や開発事業者の理解を得ながら発掘調査等を着実かつ円滑に実施するとともに、多摩地域の豊かな歴史を、代表的な遺跡や遺物の展示などを通じて紹介し、埋蔵文化財への理解を深めるための普及・啓発活動を推進する。

#### (組織運営方針)

当機構の予算・組織人員が拡大する中、安定的な経営を実現していくためには、組織のガバナンスを確保するための執行体制を構築し、組織基盤の整備に努めることや、定款の目的の達成に向けて一体感のある組織となるよう職員のモチベーションを高め、組織力の強化に取り組むことが不可欠であり、引き続き、これらに取り組む必要がある。

さらに、不測の事態や社会状況の変化に対し、的確に対応できる執行体制づくりや、多様な職員が働きやすく、能力を発揮できる職場環境の整備も必要となってきた。

そのため、令和8年度の組織運営に当たっては、当機構に損失・不利益をもたらすリスクの未然防止を効果的に行うとともに、当該リスクが発生した場合の影響を最小限に止めることができるよう、令和7年度から開始したリスクマネジメント委員会において取組を推進するとともに、業務継続計画（BCP）に基づく非常時を想定した体制等の整備を適切に実施する。

また、事業規模の拡大に伴い、より効率的・機動的な事業運営を実現するための組織改編を実施するとともに、専門職をはじめ有為な人材の確保に向けた新たな手法の活用や団体の自律的経営に向けた固有職員の育成、働きがいのある職場環境づくりに取り組むほか、令和8年12月に施行されることも性暴力防止法に適切に対応する。

#### IV 事業計画

##### 1 公1事業（東京の教育を振興するための学校支援事業）

###### （1）学校教育の支援に関する事業

###### ア TEPRO Supporter Bank（ティープロ サポーター バンク）事業

###### （事業の概要）

- ・ 都内公立学校の支援活動に意欲のある多様な外部人材（サポーター）を募集・確保するとともに、TEPRO Supporter Bank システムの活用により、学校・教育委員会のニーズに応じた人材を学校に紹介し、マッチングを行う。
- ・ 多様な媒体を通じた広報活動を行い、地域人材の発掘及び様々な学校ニーズに応じた個人・団体の開拓を行うことによって、教育現場への支援活動の強化・拡大を図るとともに、新たな教育課題等に対応したサポーターの活躍の場の創出・普及を促進し学校現場の課題解決に寄与する。

###### （令和8年度の主な取組内容）

- ・ 個人サポーターや団体へのタイムリーかつ的確な情報提供の充実、スカウトの強化等による新規活動者のマッチング促進に取り組む。
- ・ 活動者数の増加を目指し、コーディネーターのスキルアップを図るとともに、AIを活用したシステム開発を開始する。また、新規登録者へのアプローチを強化し、早期に活動に結び付ける。
- ・ AI音声認識を用いた電話面談文字起こし、要約等によりサポーター情報を効率的に収集するとともに、機構ホームページのAIチャットボットにより、利用者の興味、関心等の情報を収集、蓄積する。
- ・ サポーターとの対話を通じた相談、助言、情報提供等を充実させることで継続活動者の増に努める。
- ・ 学校アンケート実施、副校長との対話の機会拡大、地域コーディネーターとの連携強化によって、学校ニーズの把握・掘起しに努め、求人・募集人数の拡大に繋げる。
- ・ 企業や大学への訪問、自治体広報紙やSNSの更なる活用、ターゲット別の広報活動を強化することにより、安心して信頼度の高いサポーターの確保を図る。
- ・ 機構ホームページ、ニュースレター、学校訪問等により活動好事例等を積極的に紹介するなど、学校への広報活動を強化するとともに、サポーターへ求人情報を提供するプッシュ型メール機能の更なる効果的活用を図る。
- ・ 民間事業者と連携して募集、研修を行い、学校ニーズに応じた専門人材の育成・登録に繋げる。
- ・ 東京アプリを活用したボランティア活動への支援を行うなど活動環境を整備し、新規登録や活動の継続を促す。
- ・ 体系的な研修の充実により、学校活動への理解と活動意欲を促進し、サポーター

の質の向上を図る。

#### イ 専門人材派遣事業

(事業の概要)

- ・ 労働者派遣の手法を用いて、学校や教育委員会が求める専門性の高い人材を学校等に代わって確保・育成し、それぞれのニーズに応じて適切な人材を円滑に派遣する。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ 東京都教育委員会からの要請に基づき、都立学校（15校程度）を対象に、生徒との日常的な相談や見守り活動を行うユースワーカー（以下「YW」という。）を派遣する。
- ・ 都内区市町村教育委員会からの要請に基づき、区市町村立学校（2地区程度）を対象に、児童・生徒の日常的な相談や課題解決支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を派遣する。
- ・ 児童・生徒の課題解決につなげられる専門的な知見を有する YW・SSW を直接雇用し、人事管理・安全衛生管理、スキルアップのための教育訓練等を実施する。
- ・ 派遣先学校等に対するアンケート調査等を通じて、専門人材にかかるニーズや活動状況、確保・育成方法などについての情報を収集・分析し、人材派遣の在り方を検証する。

#### ウ ユースソーシャルワーカーによる自立支援事業（委託元 東京都教育委員会）

(事業の概要)

- ・ 不登校、中途退学、ヤングケアラーなどの困難を抱える生徒の社会的及び職業的自立を支援するため、福祉・就労等に係る専門的知見及び技術を有するユースソーシャルワーカー（YSW）が都立学校等を訪問し、関係機関とも連携を図りながら学習・生活・家庭等に関する相談支援を実施する。
- ・ 区市町村立学校における不登校をはじめとした児童生徒の課題への対応力向上を目的に、区市町村教育委員会等に対して、SSW の効果的活用を図るための体制構築や、SSW が必要とする知識・技術を体系的・継続的に習得できる研修体系の構築に向けた支援を実施する。
- ・ 区市町村と連携しながら各学校段階における様々な支援事例を収集・整理し、小中学校から高校段階への継続的な支援手法を検討する。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ YSW を都立高等学校等へ派遣し、生徒の社会的及び職業的自立に向けた支援を行うほか、生徒支援にかかる学校内の体制構築に向けた支援、教職員等に対する相談・情報提供・研修活動等を実施する。

- ・ 区市町村教育委員会からの要請に基づき、不登校対応に関する SSW の活動体制・研修体系の構築を支援する。
- ・ YSW の過去支援事例の蓄積、整理、成果の分析等を行い、課題に応じた効果的な支援方法、区市町村との連携の在り方などを検討する。

※ユースソーシャルワーカー(YSW)…困難な課題（不登校、中途退学など）を抱える生徒の社会的・職業的自立に向けた支援を行う専門職

※スクールソーシャルワーカー(SSW)…学校において、児童生徒の問題解決のための福祉支援（社会的支援）を行う専門職

※ユースワーカー（YW）…YSW のうち、主に生徒の社会的・職業的自立に向けた居場所づくりをはじめ、日常的な相談や見守り活動等を行う専門職

## エ 都立学校魅力向上応援基金事業

### （事業の概要）

- ・ 都立学校の魅力を高めるため、都民・企業等から寄附金を募集し、学校行事や部活動の振興など、学校の特色に応じた新たな取組を実施することで、地域と共に学校活動を充実させ、学校の主体的取組を後押しする。
- ・ 都立学校が希望する活動を「学校魅力向上プラン」としてまとめ、プランの趣旨に賛同いただける方からの寄附を募集する。
- ・ 活動に必要な金額が集まったプランから順次実施に向けた調整等を行い、学校での活動につなげていく。
- ・ プランの策定支援、寄附金の募集・管理、プランの実施支援を通じて、都立学校の取組を支援する。

### （令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 都立学校からの相談対応、学校訪問による要望の聞き取り、学校の希望に応じた活動内容の提案を実施し、都立学校のプラン策定を支援する。
- ・ TEPRO Supporter Bank 事業の登録団体と連携するほか、学校の希望に沿った様々な活動を行えるよう、事業に協力いただける新たな団体を開拓する。
- ・ 学校の同窓会への周知や民間サイトを活用する等、活動に必要な寄附金を早期に確保できるような募集活動を展開する。

## （2）教職員に対する支援事業

### ア TEPRO 学校法律相談デスク事業

#### （事業の概要）

- ・ 都立学校や区市町村立学校等において生じる日常的な懸案事項について、専門相談員（教育分野に詳しい弁護士）が法的知見等に基づき適切な助言を行う。

- ・ 学校が、課題の初期の段階から気軽に相談できるよう、専門相談員が学校の立場を踏まえて迅速に助言し、学校的意思決定をサポートすることにより、教職員の負担軽減とトラブルの未然防止、学校の課題解決能力の向上を支援する。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ 令和7年度に実施したモデル事業の成果を踏まえ、区市町村立学校の対象地区を現在の5地区から希望するすべての地区へ拡大する。
- ・ 対象地区の拡大に向けた状況把握のためのアンケートとヒアリング（全区市町村教育委員会対象）を実施する。
- ・ 都立学校、区市町村教育委員会を対象に「TEPRO 学校法律相談デスク通信」を展開するとともに、蓄積した相談事例を基に「TEPRO 学校法律相談デスク通信」や相談の見出しを一覧とした「インデックスシート」の掲載内容を充実させるなど、認知度向上に向けた広報活動の充実を図る。
- ・ 教職員研修センター、各学校経営支援センター並びに区市町村教育委員会が開催する研修会等における専門相談員による講義、演習について、要望に沿ったテーマ設定を行うなど内容を充実させることで、学校の課題解決力の向上及び認知度の更なる向上を図る。
- ・ 各都立学校及び区市町村立学校に向けてアンケートを実施することによって、満足度の調査と事業の改善点の抽出を行う。
- ・ 教育庁関係部署や区市町村教育委員会との情報連絡会及び専門相談員との意見交換会を開催し、学校における新たな法的課題等について協議を行うとともに、相談件数の増加を見据え、的確な助言を迅速に行えるよう、専門相談員の増員等により、相談体制の強化を図る。

#### イ 東京都国際交流コンシェルジュ事業（委託元 東京都教育委員会）

(事業の概要)

- ・ 都内公立学校における国際交流活動の支援業務を実施する。
- ・ 学校間の交流活動のマッチング支援、相談対応及び実施支援を通じ、各学校の特色を生かした国際交流の促進を支援する。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ 国際交流実績のない都立高等学校30校を対象とした「アウトリーチ事業」を新たに開始するなど、都内公立学校への訪問を強化し、各学校の希望に沿った交流の提案を行う。
- ・ 各学校が国際交流を実施する際、活動の概要や発表の工夫など実践的なノウハウを提供し、学校支援の充実を図る。

- ・ 広報活動の充実を図るため、SNS、機構ホームページ、「東京都国際交流コンシエール通信」等を通じ、学校、教育委員会へ好事例等をより一層積極的に発信するとともに、海外の学校等に向けた英語での情報発信も併せて実施する。
- ・ オンライン説明会や情報交換会等で、事業の概要や教員の負担軽減効果を周知する。
- ・ 都立高等学校との姉妹校等締結候補校となり得る英語圏の学校情報を調査し、東京都教育委員会の国際教育施策の推進に寄与する。
- ・ 東京グローバルフレンドシッププログラムにおいて留学生の受入人数を増やすとともに、参加者ネットワークの拡大を通じて多様な交流先を確保し、効果的な交流活動を展開する。
- ・ 児童・生徒の意識の変化や関心度の向上等を定量的に把握できるよう、交流後のアンケート項目を工夫し、実施する。
- ・ 東京都教育委員会において実施している都立高校生の海外交流支援について、東京都教育委員会と連携しながら今後の拡充に向けた研究を行う。

#### ウ 産休・育児代替教職員等確保支援事業（委託元 東京都教育委員会）

##### （事業の概要）

- ・ 都内公立学校からの求めに応じ、臨時的任用教員や時間講師、臨時的任用職員（事務・栄養士）等の候補者の折衝・紹介を行う業務を実施する。
- ・ コーディネーターによる学校へのきめ細かな聞き取りによって、あらかじめ提供を受ける採用候補者名簿の中から、より学校の希望に沿った候補者を紹介し、教職員等の確保に係る学校の負担を軽減する。

##### （令和8年度の主な取組内容）

- ・ 学校からの依頼受付からより迅速に採用候補者の紹介を行うとともに、条件に合致する候補者がいない場合も定期的に進捗報告を行い、学校に寄り添った支援を実施する。
- ・ 依頼内容のヒアリングの徹底、コーディネーターの調整力の向上等に取り組み、より精度の高いマッチングの実施を図る。
- ・ 喫緊の課題である候補者不足への対応を図るため、東京都教育委員会と連携し、公共施設、大学、民間企業等に対する広報の協力依頼等について引き続き取り組む。
- ・ 候補者が任用に向けて一歩踏み出せるよう、学校での公開授業の見学等のエンカレッジ施策を実施し、候補者への後押しによる紹介業務の活性化を図る。

エ 都立学校日本語指導支援事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 日本語指導が必要な児童・生徒が在籍する全都立学校を対象として、学校からの相談・支援依頼にワンストップで対応する「多文化共生スクールサポートセンター」の運営業務を実施する。
- ・ 日本語の効果的な習得や円滑な学校生活の実現を目的として、相談対応、日本語指導支援員や通訳等の専門家の紹介など、日本語指導が必要な児童・生徒への指導に係る支援を一括して実施する。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 外国人児童・生徒の増加に伴うニーズの多様化等を踏まえ、特色を持つ団体を開拓し、随時協力を依頼できる関係性を構築するとともに、大学生が都立高校における日本語指導の現場に参画できるよう、学生向けガイダンスや大学生向けの現場見学会を実施する。
- ・ 都立学校への巡回訪問において、訪問数を拡大するとともに、児童・生徒の状況に加えて、外国人保護者への対応に係る課題等も含め、丁寧な聞き取りを行うことでニーズを的確に把握する。
- ・ 機構ホームページの拡充、学校向け通信や SNS を通じて具体的な取組や支援事例を発信するなど、広報活動を一層推進するとともに、巡回訪問やアンケートで把握した学校のニーズを踏まえた事業改善に取り組む。

オ 都立中学校等部活動の地域展開促進事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 都立中学校及び都立中等教育学校における地域クラブ活動の運営業務を実施する。
- ・ 地域や様々な団体等との連携による学校の要望に沿った指導者の確保等を通じ、地域クラブ活動を円滑に運営するとともに課題等を検証し、都における学校部活動の地域展開を促進することで、都立中学校等における教員の働き方改革の推進及び将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の創出に寄与する。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 都立中学校等 10 校において、78 の地域クラブ活動を学校の状況や要望に応じて運営する。
- ・ 指導者研修の充実により、更なる安全で充実した活動を実現するとともに、地域クラブ活動の活動状況や安全対策等の情報発信を強化することで、地域クラブ活動の質の向上に取り組む。
- ・ 教員の負担をより一層軽減できるよう協定団体等と連携し、教員以外の質の高い指導者確保を推進することで、教員の更なる負担軽減を図るとともに、生徒のレベ

ルに応じた安全で専門性の高い指導体制を構築し、地域展開推進へ向けた環境整備を進める。

カ 東京都公立学校働き方改革推進事業（委託元 東京都教育委員会）

都内公立学校における働き方改革の推進に向けた教職員の職務環境の整備を多角的に支援する。

（ア）学校の業務改革支援

（事業の概要）

- ・ 学校現場での教職員の勤務実態を把握した上で、学校の状況に応じた改善策を学校に提案し、その実施を支援する。
- ・ 効果的な取り組み事例等を対象校以外へ波及させるため、効果的な方法及び実施等について教育委員会を支援する。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 都内公立学校計 20 校を対象として、業務の実態調査、改善策検討、提案及び協議、改善策の実施支援を行う。
- ・ 本事業において効果が認められた汎用性が高い業務改善策を、対象校以外へ波及させる手法について、区市町村教育委員会等への助言等支援を行う。

（イ）学校業務のアウトソーシング

（事業の概要）

- ・ 学校・教員以外でも担うことが可能な業務について、学校・教員に代わり業務の処理を実施する。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 学校の業務改革支援事業で把握した勤務実態や検討した改善案を活用し、学校現場のニーズに合ったアウトソーシング可能な業務を開発する。
- ・ 都教委が指定する区市町村教育委員会が所管する学校及び東京都立特別支援学校における学校業務について、学校職員に代わり業務の処理を実施し「学校・教員が担うべき業務」の適正化を進めていく。
- ・ 区市町村教育委員会を通し、学校ごとに一月当たりの時間外在校等時間を確認し、アウトソーシング実施後における時間外在校等時間の削減効果について検証する。

（ウ）職員室の環境改善

（事業の概要）

- ・ 教職員の意識改革と組織風土の変革に向け、利便性が高く快適な執務環境の整備により、業務の効率化やコミュニケーションの活性化を図る。

(令和 8 年度の主な取組内容)

- ・ 都立学校 26 校を対象として、レイアウト図・什器リストの作成のため、実施済校の視察、教員のワークショップ、実施校の工事希望対応等の調整を行う。

キ 社会の力活用事業（委託元 東京都教育委員会）

(事業の概要)

- ・ 専門性の高い知識・技術を生かして社会で活躍している外部人材が、小学校の教科・領域の一部に係る授業を担うことができるよう、外部人材の確保等を実施する。

(令和 8 年度の主な取組内容)

- ・ より多くの人材を確保するため、体育人材を擁する団体等に対する事業説明・協力依頼を推進するとともに、機構ホームページや SNS・外部サイト等を活用した多角的な広報を展開することで、事業目的に見合う質の高い人材を確保する。
- ・ 指導力養成講座の実施調整及び運営を適切に行うとともに、受講生等へのオンデマンド講座配信や各種連絡を行うための専用 WEB サイトを適切に運用し、より円滑な講座受講等を実現する。
- ・ 学校及び講座修了者のマッチングや区市町村教育委員会との連絡・調整等を行うとともに、指導状況等に係る調査及び事業運営に係る改善提案を実施する。区市町村教育委員会・学校における事業の活用促進に資するものとして、活用事例集を作成、周知する。

(3) 学校における事務及び施設の管理に関する事業

ア 都立学校施設維持管理事業（委託元 東京都教育委員会）

(事業の概要)

- ・ 都立学校の小口・緊急修繕工事、改修工事及び造改修計画案の策定業務等を実施する。
- ・ 都立学校施設の維持補修から改修計画までを包括的に対応するとともに、施設環境の改善等の安全性の確保やバリアフリー化等の教育環境整備を迅速かつ計画的に推進する。

(令和 8 年度の主な取組内容)

- ・ 都立高校の魅力向上に向けて、トイレの環境改善事業に重点的に取り組むなど、学校施設の修繕工事を計画的に実施する。
- ・ 通常の小口・緊急工事に加えて、上記を含む政策的工事案件（トイレの内装改修や洋式化、特別支援学校の増学級教室の改修やインクルーシブ教育の推進に係る施設整備等）にも積極的に対応し、教育活動への影響を最小限に抑えて、迅速に工事を実施する。
- ・ 学校等からの修繕・改修依頼の増加や学校環境改善に係る新たな要望に適切に対

応するため、施設維持管理事業に関わる技術職員の育成を進め、事業推進の体制強化を図っていく。

- ・ 起工業務において、工事成績評定及び週休二日促進工事の制度等を適切に運用し、学校満足度の高い工事の品質を確保する。
- ・ 施設維持管理システムの改修により登録工事店・機構の利便性向上や基盤ソフトのサポート期限へ対応するほか、請求書類関係のペーパーレス化に取り組む。

#### イ 東京都公立学校空調設置支援事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 都内公立小・中学校の普通教室の空調更新や屋内体育施設の空調設置を行う区市町村に対し、経費を補助する業務を実施する。
- ・ 学校施設の良好な教育環境を確保し、災害発生時の避難所としての良好な環境を整備する。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 都内公立小・中学校の屋内体育施設の空調設置に加え、新たに普通教室の空調更新を補助の対象とする。
- ・ 普通教室の空調更新は、一定基準以上の高効率機器への更新と教室の断熱化を補助要件とすることで、省エネも推進する。
- ・ 教育庁とともに区市町村に周知を図り、補助金交付による支援を行う。

#### ウ 学校事務の集約化事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 都立学校における学校事務のうち、集約により効率化できる業務を実施する。
- ・ 学校事務職員の負担軽減を図り、経営企画室による学校経営支援や教員サポート充実に寄与する。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 都立高等学校等の就学支援金等申請受付事務について、令和 7 年度に引き続き全校（192 校）を対象に、処理体制を構築の上、安全かつ円滑に業務を遂行する。
- ・ 高校授業料無償化を取り巻く国の動向を注視し、都と緊密に連携の上、臨機応変に対応する。
- ・ 将来的な受託範囲の拡大を見据え、都と調整の上、最適な業務フローを構築する。

エ 会計年度任用職員選考業務等支援事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 東京都教育委員会が採用する会計年度任用職員の選考業務のうち、募集業務や選考補助資料の作成など集約化・共通化が可能な業務を実施し、学校への円滑な配置を支援する。
- ・ 東京都教育委員会が採用する会計年度任用職員に係る報酬支払事務のうち、公立学校共済組合掛金負担金支払書類等確認業務を集約することにより、事務の効率化及び円滑化を図る。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 選考業務については 9 職種、報酬支払事務については約 40 職種を対象に業務を集約し、事務の効率化と学校事務の負担軽減を図る。
- ・ 個人情報 の適正な管理と事故等の未然防止を徹底し、スケジュールを厳守の上、業務を確実に履行する。
- ・ AI 技術の活用等により入力や確認等の定型業務を効率化し、業務品質の向上を図る。

オ 都立学校開放支援事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 都立学校が都民等を対象に実施する学校開放事業（公開講座・施設開放）のうち、標準化が可能な事務を集約することで、学校の負担軽減と利用者の利便性向上を図る。

（令和 8 年度の主な取組内容）

- ・ 都が導入する管理システムを活用し、都立学校が実施する公開講座や施設開放に関する申込受付、問合せ対応、利用決定通知の送付などの事務を円滑に進める。
- ・ 令和 8 年度下半期の受託開始に向け、都と緊密に連携し、計画的に準備を実施する。

カ 東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業（委託元 東京都教育委員会）

（事業の概要）

- ・ 都の出えん金を原資として「東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業基金」（以下、「基金」という。）を造成し、奨学金貸与団体から奨学金の貸与を受けている採用者からの申込に基づき、貸与額の一部について返還を支援する。
- ・ 事業の円滑な遂行を通じ、東京の将来を支える人材として不可欠な教員の安定的な確保に寄与する。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ 申請受付や審査、交付決定通知書作成・発行等、一連の業務を円滑に行うとともに、交付対象者や基金の管理を適正に行い、代理返還手続きを確実に実施する。

## 2 公2事業(埋蔵文化財の保護、活用及び広報普及に関する事業)

### (1) 埋蔵文化財発掘調査事業

(事業の概要)

- ・ 文化財保護法に基づき、東京都教育委員会の指導助言のもと、東京都や国の機関が行う開発事業に伴う発掘調査を実施し、整理調査、保存処理などの過程を経て、調査報告書を刊行し、埋蔵文化財の記録保存に努める。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ 都や国等が行う各種施設整備事業、住宅建替事業、道路事業などに伴う埋蔵文化財調査が予定されており、発掘調査、整理調査及び調査報告書の作成を着実かつ円滑に実施する。また、近世・近代などの埋蔵文化財調査に関する知識・知見の組織的共有を図っていく。

### (2) 埋蔵文化財の広報普及事業

(事業の概要)

- ・ 都の指定管理事業として、発掘調査事業と一体的に運営することにより、これまでに培ったノウハウと専門性を最大限に発揮し、質の高い展示やイベントなどを企画・実施して、埋蔵文化財の公開活用及び知識の普及に努める。

(令和8年度の主な取組内容)

- ・ 企画展示は、「入門!多摩の遺跡たち」をテーマとして、旧石器時代から近代までの代表的な遺跡や遺物を紹介する。
- ・ 常設展示は、多摩ニュータウン遺跡の調査成果を時代順に紹介し、遺跡からわかる地域の歴史を展示する。また、都内全域の発掘調査と連動した展示を行う。
- ・ 文化財講演会、親子体験教室などの事業に工夫を凝らし、より充実した体験の機会を提供し、埋蔵文化財に関する知識の普及を図る。
- ・ 学校教育支援として、都内の全公立小中学校に施設見学の案内を送り可能な限り受け入れるとともに、出前授業や講座を通じた歴史教育への支援を図る。
- ・ 展示や体験教室のほか、遺跡庭園「縄文の村」の植物など、施設の魅力についての情報発信も強化し、各種広告やSNSなどの活用、情報誌「たまのよこやま」の発行などを通じて更なる認知度向上を図る。

### 3 令和9年度以降の事業展開に向けた準備

- ・ 機構の設立目的を達成するため、今後も東京都教育委員会と連携し、社会情勢の変化や新たな学校のニーズにマッチした事業の展開に向けた検討を行うとともに、既存事業について継続的に改善・充実し、中期経営計画に示す6つの方向性に沿った事業展開を図っていく。

## V 法人の組織

### 1 組織図



### 2 職員数

組 織	職 員 数		合計
	常勤職員	非常勤職員	
総 務 部	36	7	43
第 一 事 業 部	81	27	108
第 二 事 業 部	74	7	81
第 三 事 業 部	53	4	57
東京都埋蔵文化財センター	63	0	63
合 計	307	45	352

※職員数は令和8年4月1日の予定人員である。